

後期基本計画 令和 3年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策 : 08 安心して暮らせる社会保険制度の維持

施 策 : 02 安心して医療を受けるための助成

| | |
|-----------------|------------|
| 施策担当職・氏名 | 総括主査 桜田 明宏 |
|-----------------|------------|

1. 施策の実現状況を明らかにする

(1) 施策の内容

| | |
|--|---|
| | <p>病気やケガで治療が必要なときに安心して医療を受けることができ、医療費の給付を受けられることは、安心して健康に暮らせるひとつの指針と考えます。この施策では、医療を受ける機会が多い各種医療費助成の対象者に医療費を給付することで、経済的負担を軽減し、安心して健康に暮らせるまちを目指しています。</p> |
|--|---|

(2) 施策目標値の達成状況

| No | この施策に関わる施策目標指標 | 基準値 | 上：戦略目標見込値／下：達成値 | | | | 目標値 | 進捗状況 |
|----|----------------------------------|--------|-----------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和4年度 | 進捗率(%) |
| 1 | 暮らし 自分が心身ともに元気と感じている人の割合 単位 % | 58.4 | 59 60.7 | 60 0 | 61 - | 62 - | 62 - | - 0.0 |
| | 単位 | | | | | | | |
| | 単位 | | | | | | | |

(3) 施策を構成する事務事業及び目標値の達成状況

| No | 事務事業名 事務事業目標指標 | 推移 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 4年後 |
|----|-----------------------------------|-----|-------|---------------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1 | 235 重度心身障害者医療費給付事業 給付率 単位 % | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 実績 | 100 | 0 | - | - | - | - | - |
| 2 | 290 妊産婦医療費給付事業 給付率 単位 % | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 実績 | 100 | 0 | - | - | - | - | - |
| 3 | 418 子ども医療費給付事業 給付率 単位 % | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 実績 | 100 | 0 | - | - | - | - | - |
| 4 | 8959 ひとり親家庭医療費給付事業 給付率 単位 % | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 実績 | 100 | 0 | - | - | - | - | - |
| 5 | 11017 養育医療費給付事業 給付率 単位 % | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 実績 | 100 | 0 | - | - | - | - | - |

後期基本計画 令和 3 年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策 : 08 安心して暮らせる社会保険制度の維持

施 策 : 02 安心して医療を受けるための助成

施策担当職・氏名 総括主査 桜田 明宏

2. 施策の実現に向けての現状を認識する

(1) 施策目標の進捗状況分析

- ・医療費給付の方法について、妊産婦と未就学児は平成28年8月から従前の償還払いから現物給付に変更し、受給者の経済的負担の軽減を行っており、令和元年8月からはその対象を小学生までに、令和2年8月からは中学生までに拡大しました。
- ・子ども医療費給付事業は、平成29年8月からの小学生の入院外に対する医療費の給付開始に続き、令和元年8月からは入院・入院外とも対象を中学生までとして年齢条件を拡大しました。また、所得制限についても、3歳未満児に限り受給資格の判定条件から所得制限を撤廃し、受給者の拡充を行いました。

(2) 施策の実現に影響する社会環境変化

- ・医療費給付事業の受給者は、医療を受ける機会が多く、所得に対して医療費の負担の占める割合が多いことから、引き続き医療費給付事業の拡充が求められています。

(3) 基本施策との関連性

- ・基本施策の「安心して健康に暮らせる社会保険制度の維持」には、病気やけがで治療が必要になったときに、安心して医療が受けられる制度があることが必要であり、さらには必要に応じて医療費の自己負担額の全額や一部を給付する制度が必要です。

3. 施策の実現に向けての取り組みを決定する

(1) 施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

- ・子ども・ひとり親家庭・妊産婦・重度心身障がい者・養育医療費給付事業は、適正かつ的確な事務により、当該家庭の経済的な負担を軽減し、必要な医療が受けられる環境を整えます。

(2) 基本計画内の取り組みと方針のうち、令和3年度の重点課題

- ・子ども医療費給付事業は県の事業ですが、各市町村で独自に受給者を拡充しております。当市でも小学生の入院外および中学生の入院・入院外、また所得制限を超過した3歳未満時の給付を市単独事業として独自に実施していますが、県内他市町村と比べ年齢や所得制限の拡充枠が小さいことから、更なる拡充が求められています。

(3) 基本計画内方針及び令和3年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- 県では現物給付の対象年齢の拡大及び給付方法の見直し（自動償還払い）が検討されており、変更にあつては適切に対応します。

